

下総国葛飾郡

「十丁めん（免）」と「大河（川）戸郷」

秦野 秀明

我が曾祖母 故 杉浦 てつ（大川戸「杉浦本家」出身）
に捧ぐ

はじめに

現在の越谷市に相当する地域の中で、「一次史料」として
確認可能な

A・「最も古い地名」は、嘉元三年（一一三〇五）四月二十八
日「六浦瀬戸橋造営棟別銭注文案（金沢文庫文書）」(1)に
記載される①「新方」であり、

B・「二番目に古い地名」は、嘉暦元年（一一三二六）十月三
日「下河辺庄新方検見帳（金沢文庫文書）」(2)に記載され
る②「おま」及び③「十丁めん（免）」である。

嘉元三年（一一三〇五）四月二十八日初見の①「下河辺庄」

「新方」に相当する地域は、かつての「利根川」本流であった
「古隅田川（旧河道を含む）」、「元荒川（旧河道を含む）」、「大
落古利根川」、「中川（旧河道を含む）」で囲まれた範囲に比

定(3)されている。

ゆえに、現在の越谷市の凡そ北半分に相当する地域が、
「下河辺庄」新方に比定されていることとなる。

次に、「下河辺庄」新方に属する嘉暦元年（一一三二六）
十月三日初見の②「おま」に相当する地域は、越谷市恩間に
比定(4)されているが、③「十丁めん（免）」に相当する地域
は、『春日部市史』（一九九四）、(5)『吉川市史』（二〇〇九）
(6)、『吉川市史』（二〇一四）(7)において、越谷市向畑地区に
比定(5)(6)(7)されている。

今回、現在の越谷市に相当する地域に比定されている①
「下河辺庄」新方、③「下河辺庄」新方・十丁めん（免）」、
及び「大落古利根川」を挟んで③「下河辺庄」新方・十丁
めん（免）」の対岸に存在し、現在の北葛飾郡松伏町大川戸
に相当する地域である④「下河辺庄」下方・大河戸郷」に
関して、何点が述べたいと思う。

一・「新方（にいかた）」と「十丁めん（免）」

「新方（にいかた）」・「十丁めん（免）」が記載された「10
点」の史料を、『三郷市史』（一九九〇）(8)、『吉川市史』（二
〇〇九）(9)、『松伏町史』（二〇二一）(10)から抽出し、該当部

分を「史料集①」として「文末 (pp. 7-9)」に記載する。

二・称名寺領「直轄地」としての「十丁めん(免)」

永井晋(二〇一四)(11)では、

「金沢氏の菩提寺として繁栄した称名寺は、金沢氏滅亡後も赤岩郷や新方十丁免(越谷市)を所領として維持した。称名寺が金沢氏の公文所を通じて下河辺庄の寺用分として受け取っていた得分に相当する所領として、赤岩郷と十丁免が認められた可能性が高い」と推定されている。

さらに、永井晋(二〇一四)(11)では、

「赤岩という地名は鎌倉時代から出てくるが、行政単位としての赤岩郷は南北朝時代になって初めて登場する。称名寺が寺領として直轄するようになったことで、境界線まで細かく意識するようになったためであろう。」

鎌倉時代の称名寺は、金沢家の公文所から下河辺庄の得分を受け取っていたので、帳簿に所領の名前が記されるのみであった。鎌倉幕府滅亡後、下河辺庄に薄く広く持っていた寺用分との交換という形で、赤岩郷とそれに付随する新方十丁免が称名寺として残ったと考えてよい」

と推定されている。

推定された根拠として、鎌倉幕府滅亡後の「称名寺領」を示す出典は、「史料集①」の「史料⑥」と「史料⑦」の「2点」である。

「史料⑥と⑦」の中で、年代の下る「史料⑦」より「七十四年後」の康正二年(一四五六)七月の「史料⑩」を以下に記載する。

「史料⑩」

⑩康正二年(一四五六)七月

称名寺陣中見舞送状

(金沢文庫文書・五六九七/折紙一通)

(12)

『吉川市史』(二〇〇九)三四九頁

二二一

称名寺陣中見舞送状(金沢文庫文書)

(13)

『松伏町史』(二〇二一)五六七頁

三

「康正二(一四五六)年七月

六貫七百六十文内

二貫文 御屋形(上杉政真)

二貫文 太田殿

一貫文 源六殿

「略」

「史料⑩」に対する先行研究において、
解釈A・新井浩文(二〇〇九)(12)では、

「称名寺領であった下河辺庄は、(略)足利成氏や、その家臣である築田氏、高城氏等によって押領された。成氏は、康正二年(一四五六)より、利根川を渡河し、管領上杉氏である太田荘へと侵攻した。この状況下において、称名寺は、管領上杉氏に味方し、上杉政真・太田資清・資長等に六貫七六〇文の陣中見舞を送っていることが本文書よりわかる」と記載されている。

解釈B・黒田基樹(二〇一九)(14)では、
「何らかの礼銭と推測される」と記載されている。

つまり、「史料⑩」の「解釈A」より、康正二(一四五六)年七月に古河公方の勢力は、称名寺の「直轄地」であった

◎大落古利根川「左岸」の現在の北葛飾郡松伏町に存在した
A・(下河辺庄)下方「赤岩郷」
だけではなく、

◎大落古利根川「右岸」の現在の越谷市に存在した
B・③「(下河辺庄)新方・十丁めん(免)」
も、押領していたと推定することができる。

三・「大河(川)戸郷」と「大河戸(土)御厨」

③「(下河辺庄)新方・十丁めん(免)」の対岸に存在し、現在の北葛飾郡松伏町大川戸に相当する地域である④「(下河辺庄)下方・大河(川)戸郷」が記載された「10点」の史料を、『三郷市史』(一九九〇)(8)、『松伏町史』(二〇二一)(10)から抽出し、該当部分を「史料集②」として「文末(pp.9-11)」に記載する。

次に、中世の武蔵国足立郡及び埼玉西郡に相当する地域に比定される「大河戸(土)御厨」が記載された「10点」の史料を、『三郷市史』(一九九〇)(8)から抽出し、該当部分を「史料集③」として「文末(pp.11-13)」に記載する。

その上で、「史料集②」・「史料集③」から判明した情報は、
①「大河(川)戸郷」が記載された史料「10点」の内、
A・令制国の名称である「下総」、「下総国」、「総州」が記載された史料は「3点」あり、
B・所属する荘園の名称である「下河辺下方」が記載された史料は「1点」あった。

C・令制国の名称である「武蔵国」が記載された史料は、管

見の限り「1点」も存在しない。

②「大河戸(土)御厨」が記載された史料「10点」の内、

A・令制国の名称である「武蔵国」が記載された史料は「7点」あり、

B・所属する郡の名称である「崎西・足立両郡」が記載された史料は「1点」あった。

C・令制国の名称である「下総国」が記載された史料は、管見の限り「1点」も存在しない。

『松伏町史』(二〇二二)(15)では、史料を扱う上で慎重にならざるを得なかった(「大河戸」熊野神社文書)に対して、専門家による科学的な「紙質鑑定結果」が、「4ページ」に渡って記載されている(15)。

その結果には、「近世以降に作成された史料」ではないことが示されており、「近世以前に所属した令制国・郡などの名称の情報」が得られる可能性が高まった。

該当部分(15)を「文末(p.13)」に引用する。

峰岸純夫(一九八六)(16)では、

「大河戸(土)御厨」の領域について、以下のように記載されている。

「また荘名の大河戸については、松伏町に大川戸の地名が残るが、この地が中世には下河辺荘にも属していたと考えられるために、比定には留保が必要であろう」

微力ながら該当史料の確認を行った筆者も、峰岸純夫(一九八六)(16)の主張に、僭越ながら同意したい。

四・「小山氏所領注文(小山文書)」

峰岸純夫(二〇〇六)(17)では、

⑩「年月日未詳 小山氏所領注文(小山文書)」の構成について、以下のように記載されている。

「A 寛喜二年(筆者注 一一三〇)二月二十日
小山朝政讓状

B 観応元年(筆者注 一一五〇)八月二十日

藤原秀親讓渡所領注文

C 年月日未詳 小山氏所領注文

の三点の文書である。以下これをA、B、Cで示す」
また、構成についての結論として、以下のように記載されている。

「以上によって、Cは独立の、一紙の、特定人物の讓状ないし注文といったものではなく、小山文書の研究の成果とし

て、A、B、C、Dの成立年代を異にする史料を合成してまとめあげた所領一覧表なのである。それはあたかも一つの所領注文のごとき体裁をとっているが、実際はそうではないのである。すなわちC=A+B+Dなのである。

しかも、Bは小山氏と直接関係ない阿曾沼氏の文書と考えられ、この部分を含みこむことによって、Cは二重の意味で、虚構を形成することになったのである。Aは鎌倉時代の小山氏所領を示すものであるが、B・Cは限定をつけて使用しなければならぬ文書である。

Cの成立年次は不明であるが、永徳二年(一三八二)小山義政の乱で、小山氏が滅亡し、その後再興(重興小山氏)された小山泰朝の応永年代以降であることは確実である。おそらく、十五世紀中葉以降の足利成氏と上杉氏の相争う関東の内乱(享徳の乱)において、成氏方として活躍した小山持政の代に、所領回復の目的から作成されたものか、あるいはさらに降って戦国→江戸初期のものであるか、定かではない

峰岸 純夫(二〇〇六)⁽¹⁷⁾の結論を理解する上で、「A、B、

C」以外の「D」の構成が判りづらいが、「C」中の「A、

B」記載事項以外の所領として「a、h」から構成される「D」があり、本稿で関係のある⑩「一 下総国 下河辺庄付新

方・幸島下庄・大方郷」は「D」の「f」に相当する。

結びにかえて

① 鎌倉幕府滅亡以後に残った称名寺の「直轄地」は、下総国葛飾郡「下河辺庄下方・赤岩郷」だけではなく、下総国葛飾郡「下河辺庄新方・十丁めん(免)」も含まれていた可能性が高い。

② **下総国**(葛飾郡)「大河戸郷」と**武蔵国**埼玉郡及び足立郡「大河戸(土)御厨」は、異なる令制国・及び郡に、別々に存在していたと考えるのが妥当である。

つまり、下総国(葛飾郡)「大河戸郷」は、「大河戸(土)御厨」に含まれていなかった可能性が高い。

③ 年月日未詳「小山氏所領注文案(小山文書)」は、先行研究の成果により、応永年間(一三九四～一四二八)以降、または戦国時代から江戸時代初期の間に成立したことが判明しており、下総国「下河辺庄新方」に関する様々な歴史的事象を判断するための史料としては適さない。

注

- (1) 本稿「史料集①」の①
- (2) 本稿「史料集①」の④
- (3) 原田 信男(一九九九)
『中世村落の景観と生活』思文閣出版 pp. 65-73
- (4) 大村 進(一九七五)
『越谷市史 第一巻 通史上』越谷市役所 p. 262
その他多数
- (5) 遠藤 忠(一九九四)
『春日部市史 第六巻 通史編1』春日部市 p. 342
- (6) 永井 晋(二〇〇九)
『吉川市史 資料編 原始・古代・中世』
吉川市 p. 292, 299
- (7) 遠藤 忠(二〇一四)
『吉川市史 通史編1 原始・古代・中世・近世』
吉川市 p. 71, 71
- (8) 三郷市史編さん委員会編(一九九〇)
『三郷市史 第一巻 原始古代・中世史料編』三郷市
- (9) 吉川市史編さん委員会編(二〇〇九)
『吉川市史 資料編 原始・古代・中世』吉川市
- (10) 松伏町教育委員会編(二〇二一)
『松伏町史 資料編 原始・古代・中世』
- (11) 松伏町教育委員会
永井 晋(二〇一四)
『吉川市史 通史編1』吉川市 p. 160 及び p. 163
- (12) 新井 浩文(二〇〇九)
『吉川市史 資料編 原始・古代・中世』吉川市 p. 349
- (13) 新井 浩文(二〇二一)
『松伏町史 資料編 原始・古代・中世』
松伏町教育委員会 p. 567
- (14) 黒田基樹(二〇一九)
『太田道灌と長尾景春』戎光祥出版 p. 26
- (15) 宇高 良哲(二〇二一)
『松伏町史 資料編 原始・古代・中世』
松伏町教育委員会 pp. 742-745
- (16) 峰岸 純夫(一九八六)
『鷺宮町史 通史 上巻』鷺宮町役場 pp. 280
- (17) 峰岸 純夫(二〇〇六)
『中世東国の荘園公領と宗教』吉川弘文館 pp. 82-101
※峰岸 純夫(一九七八)
「小山文書」についての覚書』『小山市史研究』一号
小山市企画部市史編さん室 pp. 29-41

「史料集①」（「新方（にいかた）」・「十丁めん（免）」

① 嘉元三年（一三〇五）四月二十八日

金沢瀬戸橋造営棟別銭注文案（金沢文庫文書）

『三郷市史』（一九九〇）四三四頁 二二八

六浦瀬戸橋造営棟別銭注文案（同・五二四九／一四）

『吉川市史』（二〇〇九）二八八・二八九頁 一四一

六浦瀬戸橋造営棟別銭注文案（同・五二九四／一四）

『松伏町史』（二〇二二）四二八頁 二四一

下河力または河力

「□□辺新方分」

② 「延慶二年（一三〇九）正月二十四日

順覚書状（金沢文庫『憲学抄』第四裏文書一四五八／一〇五

四）

『松伏町史』（二〇二二）四四一・四四二頁 二五六

（某筆書込）

辺力

「新方□ 元八二丁、今八三丁六段勘定也、

可心得事也、」

③ 年未詳（延慶二年（一三〇九）六月以前）四月二十五日（紙背から）

向山景定書状（金沢文庫文書）

『三郷市史』（一九九〇）四三八頁 二二三

向山景定書状（同・五四六／八一）

『吉川市史』（二〇〇九）二九一・二九二頁 一四四

向山景定書状（同・五四六／八一）

『松伏町史』（二〇二二）四三三・四三四頁 二四七

「抑、**新方十丁配目**并阿弥陀堂画事、」

④ 嘉暦元年（一三二六）十月三日

下河辺庄新方検見帳（金沢文庫文書）

『三郷市史』（一九九〇）四四八頁 二四七

下総国下河辺庄新方検見帳（同・五三五五／七八）

『吉川市史』（二〇〇九）二九七・二九九 一四九

下河辺庄新方検見帳（同・五三五五／七八）

『松伏町史』（二〇二二）四六〇・四六二頁 二七七

「**にいかた**のけんミちやう **十丁めん分**

おまの分

「略」

おまの分」

⑤ 年月日未詳

万福寺百姓等申状（折紙）（金沢文庫文書）

『三郷市史』（一九九〇）四四九～四五二頁 二四九

万福寺百姓等申状（同・五三八五／初中後）

『吉川市史』（二〇〇九）三〇六・三〇七頁 一五七

万福寺百姓等申状（五三八五／『初中後』紙背文書）

『松伏町史』（二〇二一）四四四～四四六頁 二六一

「**にいかた**のつつみ」

⑥ 貞治二年（一三六三）七月七日

称明寺々領年貢米納町（金沢文庫文書）

『三郷市史』（一九九〇）四六一頁 二六二

貞治元年称名寺寺領年貢米納町（同・五五五〇／二〇三）

『吉川市史』（二〇〇九）三二九・三三〇頁 一八三

称名寺寺領年貢米結解状（同・五五五〇／二〇三）

『松伏町史』（二〇二一）五三三～五三四頁 五六

「柒（七）石参（三）斗伍（五）升**十丁免**年貢分納」

⑦ 永徳二年壬戌（一三八二）月日未詳

赤岩十四箇村年貢銭結解帳（金沢文庫文書）

『三郷市史』（一九九〇）四六六頁 二六九

下総国下河辺庄赤岩郷年貢銭結解帳（同・五五八九／二三九）

『吉川市史』（二〇〇九）三三三～三三五頁 一八九

下河辺庄赤岩郷年貢銭結解帳（同・五五八九／二三九）

『松伏町史』（二〇二一）五四〇頁 六六

「拾陸貫参佰文 **新方十町目**請取之時勘料

此内、三百文 茶一斤代」

⑧ 永徳二年（一三八二）月日未詳

頼印大僧正行状絵詞六『続群書類従』

『三郷市史』（一九九〇）四二二頁 二一八

『同書』五八九・五九〇頁 四五

頼印大僧正行状絵詞（続群書類従本）

『吉川市史』（二〇〇九）三三五・三三六頁 一九〇

『頼印大僧正行状絵詞』（『続群書類従』第九輯上 伝部）

『松伏町史』（二〇二一）五四〇・五四一頁 六七

「同二年宣下、「略」**新方**二田畠十町寄進、」

⑨ 年月日未詳

称明寺々領文書注文（折紙）（金沢文庫文書）

『三郷市史』（一九九〇）四八四頁 三〇一

「新方文書一通、」

※「④嘉暦元年（一三二六）十月三日」文書力

⑩年月日未詳

小山氏所領注文書（小山文書）

『三郷市史』（一九九〇）二七七頁

五九

「一 下総国 下河辺庄付新方・幸島下庄・大方郷、」

※『栃木県史 中世編一』（一九七三）

では、

「建治二年（一二七六）以前」と推定している。

※『神奈川県史 資料編3 古代・中世（3上）』（一九七五）

では、

「前号文書（観応元年八月廿日「小山秀親所領議状」）に係けて、ここに収める」とある。

※『新編埼玉県史 資料編5 中世1 古文書1』（一九八二）

では、

「前号文書（観応元年八月廿日「藤原秀親所領注文」）に見ユル武蔵国ノ所領ニカケテ便宜ココニ収ム」とある。

「史料集②」（「大河（川）戸郷」）

①永徳二年（一三八二）月日未詳

頼印大僧正行状絵詞六『続群書類従』

『三郷市史』（一九九〇）四二二頁

二一八

『頼印大僧正行状絵詞』（『続群書類従』第九輯上 伝部）

『松伏町史』（二〇二二）五四〇・五四一頁

六七

「下総大河戸郷ヲモテ、光徳寺結縁灌頂ニ御寄附、」

②永徳三年（一三八三）十二月四日

頼印大僧正行状絵詞九『続群書類従』

『三郷市史』（一九九〇）四二二・四二三頁

二一九

「下総国大河戸郷寄附セラル、」

③徳治二年（一三〇七）三月十五日

大河戸薬師堂坪付写（カ）（大河戸熊野神社文書）

『三郷市史』（一九九〇）五八三頁

四四三

田島坪付（熊野神社文書）

『松伏町史』（二〇二二）七二五・七二六頁

一

「（紙背墨書）」

大川戸

八幡神社」

④正和五年（一三一六）十一月十日

弘円寄進状（熊野神社文書）

『三郷市史』（一九九〇）四四二頁 二二九

弘円田畠寄進状（熊野神社文書）

『松伏町史』（二〇二二）七二七・七二八頁 二

熊 権現力

「下河辺下方大河戸熊野□□

并薬師堂寄進田畠坪付事、」

「（紙背墨書）

大川戸

八幡神社」

⑤ 嘉暦三年（一三二八）八月三日

某寄進状写（熊野神社文書）

『松伏町史』（二〇二二）七二九・七三〇頁 三

大力

「□川戸宿田壹段、」

「（紙背墨書）

大川戸

八幡神社」

⑥ 建武元年（一三三四）二月十三日

僧頼弁・左衛門尉知家寄進状写（大河戸熊野神社文書）

『三郷市史』（一九九〇）五八八頁 四四八

両政所左衛門尉知家・僧頼弁畠地寄進状（熊野神社文書）

『松伏町史』（二〇二二）七三一・七三二頁 四

「寄進

大河戸宿東森下畠式段、奉令寄進熊野権現者也、」

「（紙背墨書）

大川戸

八幡神社」

⑦ 建武元年（一三三四）二月十三日

某寄進状写（熊野神社文書）

『松伏町史』（二〇二二）七三三・七三四頁 三

「（紙背墨書）

大川戸

八幡神社」

⑧ 観応元年（一三五〇）十二月十七日

高重茂書状写（大河戸熊野神社文書）

『三郷市史』（一九九〇）五八八・八九頁 四四九

⑧ 年未詳十二月十七日

前駿河守某卷数請取状（熊野神社文書）

『松伏町史』（二〇二一）七三五・七三六頁 七

（カ）

「**総州大河戸**熊野権現堂歳末卷数一枝給候訖、」

「（紙背墨書）」

大川戸

八幡神社」

⑨ 永徳元年（一三八一）十月二十三日

田畠坪付写（カ）（大河戸熊野神社文書）

『三郷市史』（一九九〇）五八九頁 四五〇

⑨ 至徳元年（一三八五）十月二十三日

田畠坪付（熊野神社文書）

『松伏町史』（二〇二一）七三七・七三八頁 七

「**大河戸**□ □」

「（紙背墨書）」

大川戸

八幡神社」

⑩ 永享九年（一四三七）十二月五日

太郎五郎寄進状写（大河戸熊野神社文書）

『三郷市史』（一九九〇）五九〇頁 四五二

⑩ 永享九年（一四三八）二月五日

太郎五郎田地寄進状（熊野神社文書）

『松伏町史』（二〇二一）七三九・七四〇頁 八

「**大河戸**権現堂」

「（紙背墨書）」

大川戸

八幡神社」

「史料集③」（**大河戸**（土）御厨）」

① 寿永三年（一一八四）正月三日

吾妻鏡（国史大系本）

『三郷市史』（一九九〇）四〇六・四〇七頁 一九五

「在**武蔵国崎西**・**足立兩郡内大河土御厨者**、」

② 建久三年（一一九二）十二月二十八日

吾妻鏡（国史大系本）

『三郷市史』（一九九〇）四〇八・四〇九頁 一九七

「廿八日丙寅、伊勢大神宮御領**武蔵国大河戸御厨所**濟事、」

③ 建久五年（一一九四）六月三十日

吾妻鏡（国史大系本）

『三郷市史』（一九九〇）四〇九頁 一九八

「卅日己未、於**武蔵国**、**大河戸御厨**所濟事与伊豆宮神人等喧嘩出来之由有其聞、依驚思食、為令尋沙汰、被下遣掃部充行云々、」

④ 建曆三年（一二一三）五月十七日

吾妻鏡（国史大系本）

『三郷市史』（一九九〇）四一〇頁 二〇〇

「一七日丁巳、先次郎左衛門尉政宣所領**武蔵国大河戸御厨**所内八条郷、賜式部大夫重清、但地頭渋江五郎光衝者、如本所可安堵之由、」

⑤ 年月日未詳

神鳳鈔（神宮文庫本）

『三郷市史』（一九九〇）三六二頁 一三四

「**武蔵国** 飯倉御厨 当時四貫文 二宮

大河土御厨

内八丈絹卅疋之内、十疋滝原、上分御幣紙 四百卅、口入卅疋外上分八丈絹卅疋、長日

幣四百六十八帖」

⑥ 弘安十年（一二八七）十一月

某申状（「兼仲卿記」）

『三郷市史』（一九九〇）四一七・四一八頁 二〇九

「□東御祈禱所武蔵国大河土御厨、「略」於大河土御厨者、

関力

⑦ 年月日未詳

大中臣隆直請文断簡（「兼仲卿記」）

『三郷市史』（一九九〇）四一八頁 二一〇

「**大河土御厨**并桑名神戸地頭職事、」

※本文書以下三通は、年欠であるが、前号文書の大河土御厨にかけて便宜上ここに収める。いずれも「兼仲卿記」の紙背に裏文書である。

⑧ 年月日未詳

大中臣隆直申状断簡（「兼仲卿記」）

『三郷市史』（一九九〇）四一八頁 二一一

「**大河土御厨者**、」

⑨年月日未詳

大中臣隆直申状断簡（「兼仲卿記」）

『三郷市史』（一九九〇）四一八・四一九頁

二二二

※「大河土御厨」記載なし

⑩正慶元年（一三三二）十一月二十四日

安達時顕奉書案（「類聚神祇本源神鏡篇」）

『三郷市史』（一九九〇）四二〇・四二二頁

二二五

「武蔵国大河土御厨野田四郎丸雑掌」

「表 5. 推定される較正年代」

資料名	較正年代(1SD)	較正年代(2SD)	較正データ
③徳治 2 年(1307)3 月 15 日（年号等を加筆）			
NO. 1_7	1322AD(58.6%)1357AD	1307AD(74.3%)1364AD	IntCa120
	1392AD(9.6%)1398AD	1385AD(21.1%)1406AD	
④正和 5 年(1316)11 月 10 日（年号等を加筆）			
NO. 2_6	1415AD(68.2%)1435AD	1407AD(95.4%)1441AD	IntCa120
⑤嘉暦 3 年(1328)8 月 3 日（年号等を加筆）			
NO. 3_5	1305AD(32.9%)1326AD	1301AD(73.7%)1370AD	IntCa120
	1352AD(19.6%)1365AD	1377AD(21.7%)1399AD	
	1383AD(15.6%)1394AD		
⑥建武元年(1334)2 月 13 日（年号等を加筆）			
NO. 4_2	1328AD(42.9%)1348AD	1320AD(58.8%)1359AD	IntCa120
	1395AD(25.3%)1406AD	1389AD(36.6%)1416AD	
⑧年未詳 12 月 17 日（年号等を加筆）			
NO. 6_3	1327AD(52.2%)1351AD	1317AD(66.6%)1360AD	IntCa120
	1394AD(16.0%)1402AD	1387AD(28.8%)1411AD	
⑨至徳元年(1385)10 月 23 日（年号等を加筆）			
NO. 7_8	1316AD(56.3%)1361AD	1304AD(75.9%)1366AD	IntCa120
	1388AD(11.9%)1397AD	1382AD(19.5%)1401AD	
⑩永享 9 年(1438)2 月 5 日（年号等を加筆）			
NO. 8_4	1429AD(68.2%)1446AD	1419AD(95.4%)1455AD	IntCa120

較正年代の算出には、OxCAL4.2(Bronk Ramsey, 2009)を使用し、較正データには IntCa120(Reimer et al. 2020)を用いた。

出典：

宇高 良哲(2021)『松伏町史』松伏町教育委員会 p.744 より引用（加筆）